

様式第3号(第3条関係)

一部開示決定通知書

武市議 第409号

平成26年 1月16日

様

武雄市市議会議長 杉原 豊喜



平成26年1月6日付けで請求のあった公文書の開示については、武雄市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することと決定したので通知します。

公文書の件名	平成25年度受け入れ分の全ての行政視察申込書 (平成25年4月～平成25年12月分)
開示の日時	平成26年1月20日(月曜日)以降、郵送による
開示の場所	開示の方法として、写しの交付を請求のため、交付に必要な費用を納入された後、送付します
公文書の一部を不開示とする理由	武雄市情報公開条例第7条第2号の規定に該当 (理由) 携帯電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため
所管課	武雄市議会事務局 総務係 電話番号(直通) 0954-23-9411

注1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

2 指定された公文書の開示の日時に支障があるときは、あらかじめその旨を所管課に連絡してください。

3 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に武雄市議会議長(実施機関の長)に対して異議申し立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申し立てをすることができなくなります。)

4 この決定については、この決定(上記3の異議申し立てをした場合にあっては、当該異議申し立てに対する決定)があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、武雄市を被告として(訴訟において武雄市を代表する者は、武雄市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申し立てをすることができなくなります。)